

第52回(平成30年度第1回)

富良野市都市計画審議会

日時 平成30年6月8日(金)

午後3時00分より

場所 市役所 第3会議室

富 良 野 市

会 議 次 第

開 会

1. 辞令交付

2. 市長挨拶

3. 富良野市都市計画審議会会長挨拶

4. 報告事項

報告第1号 平成29年度都市計画に関する報告

報告第2号 平成30年度事業概要報告

報告第3号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針第2回定時見直しについて

5. 意見聴取事項

意見聴取第1号 都市計画に関連する制度改正（田園住居地域の創設）について

意見聴取第2号 審議会等の議事録の公表にかかる発言者の記載について

6. その他

閉 会

報告第1号

平成29年度都市計画に関する報告

1. 都市計画決定・変更

平成29年 4月13日（富良野市告示第30号）都市計画道路東雲通の変更

平成29年12月25日（富良野市告示第56号）特定用途制限地域の変更

平成29年12月25日（富良野市告示第57号）景観地区の決定

《参考》 関連する条例

平成29年12月25日施行 特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例

平成29年12月25日施行 景観地区条例

2. 事業

■東雲通道路改良舗装事業	総事業費	8,704 千円
①設計測量調査委託	事業費	7,992 千円
■公共下水道事業	総事業費	158,122 千円
①富良野水処理センター長寿命化改築・更新工事（補助事業）	事業費	151,594 千円
②富良野水処理センター長寿命化実施設計委託（補助事業）	事業費	7,128 千円
■下水道普及状況（H30.3.31 現在）		
・処理区域	485.3ha	【認可の 91.9% (485.3ha/527.9ha)】
・管渠延長	95,010m	【認可の 92.4% (95,010m/102,810m)】
・処理人口	15,907 人	【認可の 98.4% (15,907 人/16,163 人)】
		【行政区の 72.6% (15,907 人/21,910 人)】
・水洗化人口	15,363 人	【整備済の 96.6% (15,363 人/15,907 人)】

報告第2号

平成30年度事業概要報告

1. 事業

- 公共下水道事業 総事業費 171,600 千円
- ①富良野水処理センター長寿命化改築・更新工事（補助事業）
事業費 150,000 千円
- ②公共下水道ストックマネジメント基本計画策定委託（補助事業）
事業費 21,600 千円

報告第3号

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針第2回定時見直しについて

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(別紙資料)

2. スケジュール

事 項	時 期
検討開始（市町村案作成）	平成30年10月
北海道との下協議	平成30年12月
関係機関協議	平成31年 3月
富良野市都市計画審議会（市町村案に対する意見）	平成31年 7月
市町村案の申し出	平成31年 7月
案の縦覧（北海道）	平成32年 1月
富良野市都市計画審議会（道からの意見聴取）	平成32年 1月
告示（北海道）	平成32年 3月
写しの縦覧（公告）	平成32年 3月

意見聴取第1号

都市計画に関連する制度改正（田園住居地域の創設）について

1. 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）

都市計画法第9条8項

田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

建築基準法第48条8項、別表2（ち）項（田園住居地域）

建築物の制限（建築することができるもの）

- 1 第一種低層住居専用地域に建築できるもの
- 2 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 3 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 4 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等（床面積500㎡以内、2階以下）
- 5 その他の店舗、飲食店等（床面積150㎡以内、2階以下）
- 6 前各号の建築物に附属するもの

《参考》建築基準法別表2（い）項（第一種低層住居専用地域）

建築することができるもの

- 1 住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの
- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）、図書館その他これらに類するもの
- 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 7 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項第一号に該当する営業に係るものを除く。）
- 8 診療所
- 9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物
- 10 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

意見聴取第2号

審議会等の議事録の公表にかかる発言者の記載について

1. 富良野市情報共有と市民参加のルール条例

(議事録の作成及び公表)

第25条 市は、審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした議事録を作成し、公表します。

- 1 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴人数
- 2 会議の議題
- 3 会議での検討に使用した資料等の内容
- 4 会議における発言の内容又は議事の経過
- 5 会議の結論
- 6 その他必要な事項

現状

- ・発言者の記載は各審議会等の事務局である担当課による

今後

- ・発言者を記載する事で統一化を図りたい
(特別な理由により委員名の記載が困難な場合を除く)

2. 富良野市都市計画審議会

現状

- ・事務局作成の議事録案を委員に確認後、市ホームページに掲載
- ・記載～条例25条1～6
- ・未記載～発言委員名